

事務連絡
平成22年9月30日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

処方せんの使用期間について

今般、総務省から厚生労働省に対し、処方せんの使用期間を過ぎてしまう事案の発生を防止するため、別添のとおりあっせんが行われました。

処方せんの使用期間については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）第20条において、原則として4日以内と規定されておりますが、併せて、長期の旅行等特殊の事情がある場合には、この期間を延長又は短縮できる旨が規定されております。

厚生労働省本省においては、当該あっせんを受け、処方せんの使用期間に関する上記の取扱について、ホームページを活用して周知を行うこととしておりますが、下記のような取組例を参考にしながら、患者への周知に協力してもらえよう、貴管下の保険医療機関に対して要請をお願いいたします。

なお、本件については、別紙の関係団体に対しても協力を要請していることを申し添えます。

記

（取組例）

- 1 会計窓口で支払いをする際や処方せんを交付する際に、患者に処方せんの使用期間について声掛けをする。
- 2 待合室の掲示板や受付窓口、会計窓口等に、処方せんの使用期間に関する事項を記載したものを掲示又は設置する。
- 3 医療機関のホームページや医療機関が発行する広報誌等に掲載する。
- 4 処方せんに記載されている使用期間について、患者に分かりやすくするため、文字の大きさや配置等に配慮する。



(別 紙)

社団法人 日本医師会
社団法人 日本歯科医師会
社団法人 日本病院会
社団法人 全日本病院協会
社団法人 日本医療法人協会
社団法人 日本精神科病院協会
独立行政法人国立病院機構本部
厚生労働省医政局政策医療課

(参考 : 掲示例)

平成〇年〇月

処方せんの使用期間にご留意ください

保険医療機関（病院や診療所）で交付される処方せんの使用期間は、交付の日を含めて4日以内です。これには、休日や祝日が含まれますので、処方せんの使用期間が過ぎないようにご注意ください。

なお、長期の旅行等特殊の事情があり、医師や歯科医師が、処方せんに別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となります。